

企画競争実施の公示

令和6年12月5日

東北運輸局総務部長 宮嶋 睦男

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名

秋田運輸支局自動販売機設置営業

(2) 業務内容

秋田運輸支局1階正面玄関風除室内に自動販売機（清涼飲料水）を設置し、来庁者の利便に資することを目的とする。

(3) 業務場所

秋田運輸支局（秋田県秋田市泉字登木74-3）

(4) 業務期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年とし、更新はしない。

なお、業務の開始時期については、施設の状況等により変更もあり得る。

2. 国有財産の使用許可

(1) 本業務を行う者は、業務に係る国有財産の使用許可を得るとともに、使用面積に応じた国有財産使用料を支払わなければならない。

(2) 国有財産の使用許可は、東北運輸局長が行う。

3. 企画競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条及び71条の規定に該当しない者であること。

(2) 東北運輸局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(3) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。

(4) 国税及び地方税を完納していること。

(5) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務履行が確保される者であること。

(6) 下記5. の説明会に参加した者であること。

(7) 下記①～⑥を満たしていること。

①法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと

②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと

③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと

④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと

⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと

⑥暴力団又は暴力団員及び②から⑤までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと

4. 提案要領（説明書）の交付

- (1) 交付期間：令和6年12月5日（木）から令和6年12月19日（木）まで
（土曜日、日曜日を除く毎日、9時00分から17時00分）
- (2) 場 所：7. 担当部局または秋田運輸支局
- (3) 方 法：電子メールまたは手交

5. 説明会

- (1) 日 時：令和6年12月19日（木）13時30分から14時30分
- (2) 実施方法：オンライン(Microsoft Teams)
- (3) 説明会への参加申し込み
 - ・説明会への参加を希望する者は、令和6年12月18日（水）までに、7. 担当部局へ電子メールによる申し込みを行い、会議の参加URLの連絡を受けること。
 - ・申し込みの際は以下の事項をメール本文に記載すること。
 - 会社名
 - 担当者氏名
 - 電話番号
 - メールアドレス

6. 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限：令和6年12月25日（水）17時まで
- (2) 提 出 先：7. 担当部局
- (3) 提出方法：電子メール、持参または郵送
※郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限必着とする。

7. 担当部局

〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎5階
東北運輸局総務部会計課 担当：管財係 齋藤
電 話 022-791-7506 内線238
メール tht-nyusatsukakunin@ki.mlit.go.jp

8. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語又は通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は上記7. 担当部局とする。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で他の目的への使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合又は、国有財産使用料の提案において、国が算定する選定基準の金額より低い使用料の提案を行った場合は、当該企画提案書を無効にする。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害する恐れがないものについて、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 特定された者は、企画競争の実施結果、最適な者として特定しただけであり、国有財産の使用許可手続きの完了までは、国から国有財産の使用を許可されたものではない。
- (8) その他の詳細は提案要領による。